

総人恩総第 334 号
平成 26 年 4 月 25 日

別記 殿

総務省人事・恩給局長

人事評価の基準、方法等についての一部改正について（通知）

人事評価の基準、方法等について（平成 21 年 3 月 6 日総人恩総第 218 号）の一部を次のとおり改正し、平成 26 年 10 月 1 日以降、これにより取り扱うこととするので通知します。

記

第 4 第 1 項中「職場の実態等」を「評価者一人当たりの被評価者の人数が多く、評価者に過度の負担がかかる場合など職場の実態等」に改め、同第 3 項中「留意すること」を「留意しつつ、その活用を図ること」に改め、同第 3 項（2）中「果たすべき役割の確定を行う面談」の下に「（以下「期首面談」という。）」を、「指導及び助言を行う面談」の下に「（以下「期末面談」という。）」を加え、「指導及び助言を行う面談」を「期末面談」に改める。

第 5 第 3 項中「評価者は」の下に「、設定した目標が被評価者に求められる役割にふさわしいものとなっているかに留意し」を加え、同第 4 項中「指導及び助言を行う面談」を「期末面談」に、「果たすべき役割を確定する面談」を「期首面談」に改める。

第 6 第 1 項中「、被評価者の人材育成等の観点から」を「、特に中位より上の評価（以下「上位評価」という。）及び中位より下の評価（以下「下位評価」という。）を付す場合には」に改め、「可能な限り」を削り、後段として次のように加える。

また、被評価者の人材育成等の観点から、上位評価を付す場合には、一層の向

上を図るべき点、下位評価を付す場合には、評価期間中の指導状況、改善が期待される点について、可能な限り記載するよう努めること。

第13中「重要であり」の下に「、全評価者が評価者訓練等の受講経験を得られるよう」を加え、後段として次のように加える。

また、中位、上位評価及び下位評価の基準や、評語区分の趣旨について、職員への周知・徹底に努めること。

第13を第14とし、第7から第12までを一ずつ繰り下げ、第6の次に次の一を加える。

第7 期首面談及び期末面談に関する事項

人材育成等の観点から、期首面談及び期末面談においては、評価者は、業務に関する目標等について被評価者と十分に認識を共有するよう努めるとともに、必要な指導・助言を行うなど、その充実を図るよう努めること。

以 上

(別 記)

会計検査院事務総局次長

人事院事務総局総括審議官

内閣官房内閣審議官

内閣法制局総務主幹

内閣府大臣官房長

宮内庁次長

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房長

金融庁総務企画局総括審議官

消費者庁次長

復興庁統括官

総務省大臣官房長

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省大臣官房長

農林水産省大臣官房長

経済産業省大臣官房長

国土交通省大臣官房長

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長